



兵庫労働局発表  
令和7年11月27日（木）

担当  
当

兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課  
課長 田中 肇  
課長補佐 赤木 英幸  
電話 078-367-0820

## 職場のハラスメントの撲滅に向けて —12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です—

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な周知啓発活動を行うこととしています（資料1）。

兵庫労働局（局長 金成真一）では、以下のとおり「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、ハラスメント被害等を受けた労働者等からの相談に丁寧に対応するとともに、紛争解決援助制度等を活用した迅速な紛争解決を図ります。

＜月間の取組事項＞

### 1 ハラスメント対応特別相談窓口の開設（資料2）

期 間	令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）
相談窓口	兵庫労働局雇用環境・均等部指導課内
	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階
受付時間	9：00～17：00 ※平日
電話番号	078-367-0820

### 2 窓口・ホームページ等での「職場のハラスメント撲滅月間」の周知・広報

### 3 自治体・使用者団体等への周知協力依頼

### 4 職場におけるハラスメント対策シンポジウム（資料1）

主 催	厚生労働省
会 場	オンライン配信
開催日時	令和7年12月10日（水）13：30～15：15（事前申込み制）
内 容	○行政説明「改正労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策）について」 ○業界団体の取組事例紹介「空港グランドハンドリングにおけるカスタマーハラスメント対策について」 ○パネルディスカッション 「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」 ※詳細はあかるい職場応援団サイト内で紹介



<参考資料>

- 1 12月はハラスメント撲滅月間です！
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口にご相談ください！
- 3 ハラスメントに係る相談件数・紛争解決援助件数の推移

## 12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



# NO! カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります



## 職場におけるハラスメント対策シンポジウム 12月10日水 オンライン開催! [参加無料]

【開催日時、開催形式】

12月10日 13:30~15:15、オンライン（事前申し込み制）

【開催内容】

- ① 改正法の説明
- ② 業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取り組み事例
  - ☆ 一般社団法人空港グランドハンドリング協会
- ③ カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション
  - ☆ 参加企業：株式会社イトーヨーカ堂、イオン九州株式会社

【詳細・お申し込みはこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

詳しくは裏面をご覧下さい

## カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
  - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
  - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
  - ③ 労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

## 求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  
(例: 面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応 (例: 相談への対応、被害者への謝罪等)

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、  
事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

★ ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載



～12月はハラスメント撲滅月間です～

ハラスメントでお困りの

労働者

企業担当者

就職活動中の学生

インターンシップ中の方

求職者

の皆さん

## ハラスメント対応特別相談窓口にご相談ください！

開設期間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化してくれない

セクハラについて会社の担当者に相談したら「当事者同士で解決しろ」と言われた

妊娠を報告したら、同僚に、妊娠がいると周りが気を遣うから迷惑だと言われた



こんなお悩みはありませんか？



上司からの暴言について、相談窓口に相談に相談したのに対応してくれない

パワハラ被害を受けていると相談があったが、会社としてどのように対応すべきか？

OB訪問をしたらしつこく食事や飲みに誘われ、交際を迫られた！

職場のパワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラの相談のほか、就職活動中の学生等からのハラスメント相談、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関する相談にも対応します。

### 兵庫労働局ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時00分～17時00分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **078-367-0820**

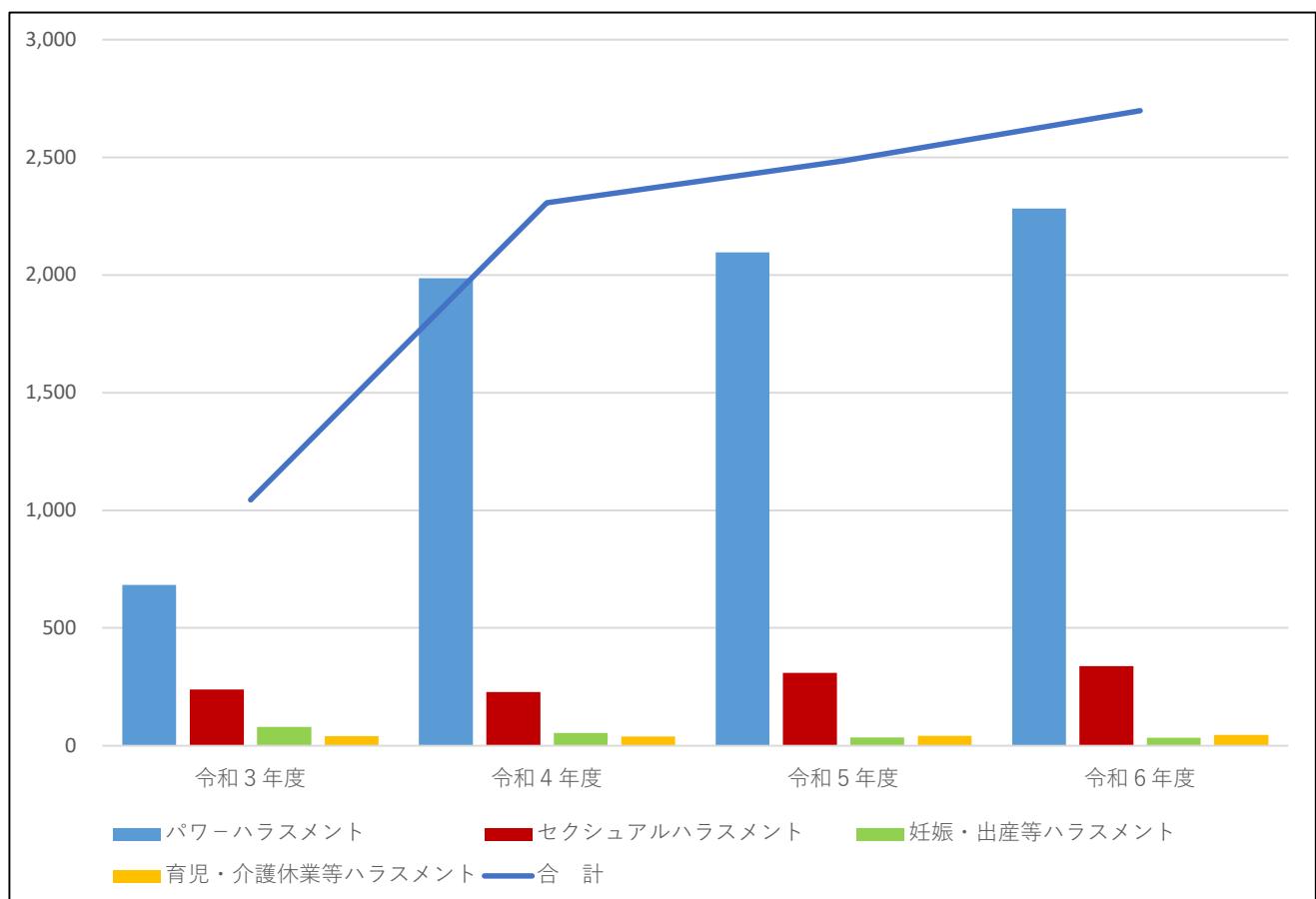
場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3(クリスタルタワー15階)  
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課



## ハラスメントに係る相談件数・紛争解決援助件数の推移

### (1) ハラスメント相談件数の推移

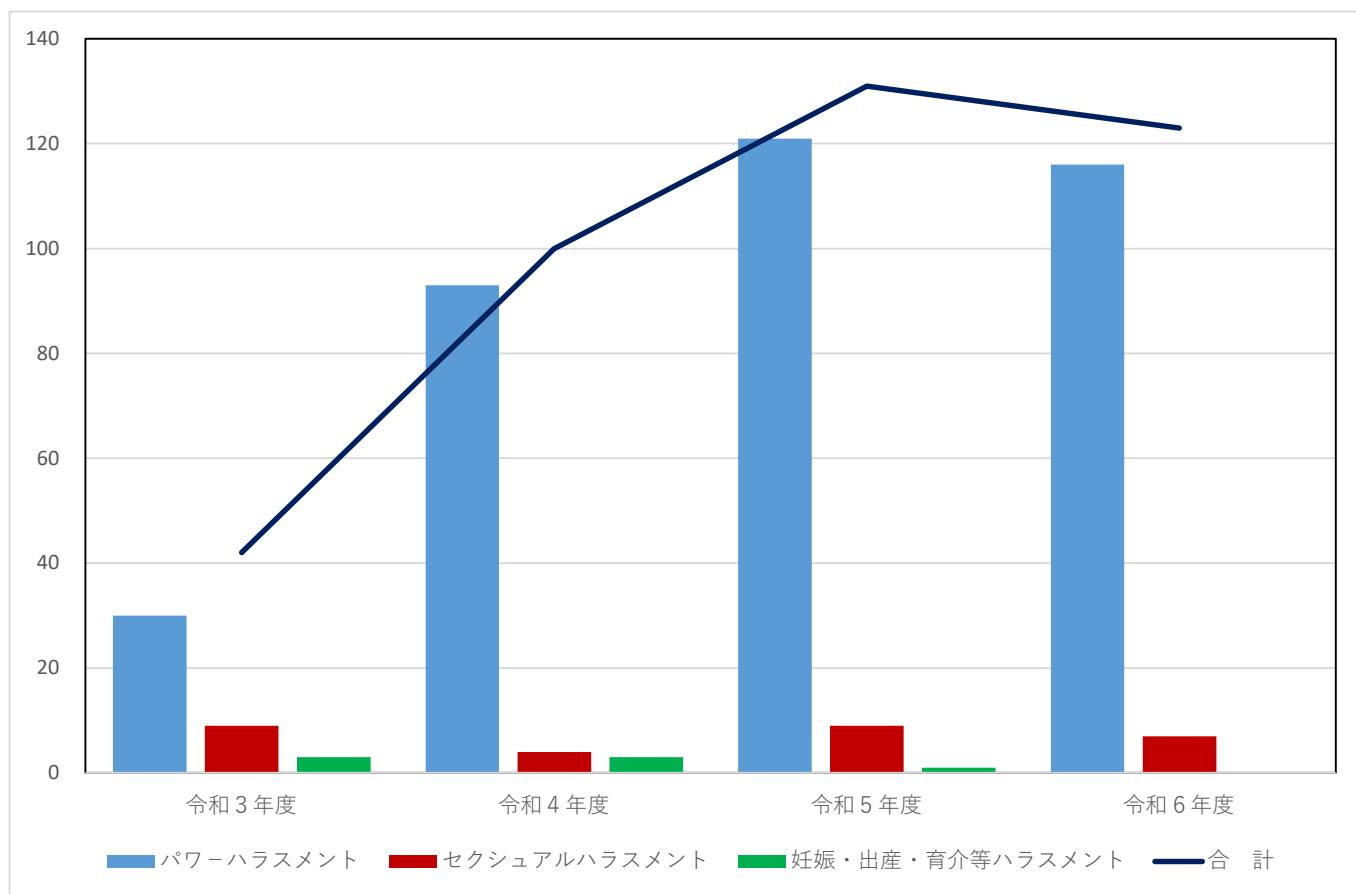
ハラスメントの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント	684	1,986	2,096	2,282
セクシュアルハラスメント	239	228	310	337
妊娠・出産等ハラスメント	80	55	36	34
育児・介護休業等ハラスメント	41	39	42	45
合 計	1,044	2,308	2,484	2,698



※1 一度に複数の内容にまたがる相談があった場合には、複数の内容をそれぞれ計上している。

## (2) ハラスメントに係る紛争解決援助件数の推移

ハラスメントの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント	30	93	121	116
セクシュアルハラスメント	9	4	9	7
妊娠・出産・育介等ハラスメント	3	3	1	0
合 計	42	100	131	123



※1 改正労働施策総合推進法により、パワハラの紛争解決援助については、大企業は令和2年6月1日、中小企業については令和4年4月1日から受け付けている。